

# 特別養護老人ホームなごみ

「指定短期入所生活介護」

「指定介護予防短期入所生活介護」

## 重要事項説明書

社会福祉法人ライフサポート協会  
特別養護老人ホームなごみ

〒558-0054

大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号

TEL (06) 6676-0753

FAX (06) 6676-4006

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人ライフサポート協会  
(2) 法人所在地 大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号  
(3) 電話番号 TEL 06-6676-0753  
FAX 06-6676-4006  
(4) 代表者氏名 理事長 村田 進  
(5) 設立年月 1999年7月6日  
(6) 法人理念 すべての人が尊敬される社会の実現

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成16年4月1日指定  
指定介護予防短期入所生活介護事業所 令和元年9月1日指定  
大阪市指定 第2772001398号

\*当事業所は特別養護老人ホームなごみに併設されています。

- (2) 施設の目的 短期入所生活介護計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活の中での自立に繋げられる援助、機能訓練、健康管理及び療養上のお手伝いを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指します。また高齢者の方の地域での自立した暮らしを支える「安心の拠点」となれるように、安らぎとぬくもりに包まれた家庭的な雰囲気のある施設を目指します。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームなごみ  
(4) 施設の所在地 大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号  
(5) 電話番号 TEL 06-6676-0753  
FAX 06-6676-4006

- (6) 施設長（管理者）氏名 福留 千佳

- (7) 当施設の運営方針 ご契約者、その人らしい在宅生活の継続を目指していきます。  
一人ひとりの入居者とのかかわりを大切に、いつかここも我が家と思えるように家族に近い人間関係をつくります。

当施設の標語 「人生（くらし）に笑顔を咲かせよう！」

- (8) 開設年月 平成16年4月1日  
(9) 営業日及び受付時間 営業日：年中無休 受付時間：午前9時～午後6時  
(10) 入居定員 5人  
(11) 通常の見送実施地域 大阪市住吉区の区域（要相談により、他の区域も可）

### 3. 居室、設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	9室	トイレ・洗面所付
3人部屋	2室	洗面所付（トイレ共有）
4人部屋	5室	洗面所付（トイレ共有）
合計	16室	
食堂	3室	
浴室	2室	
医務室	1室	

上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。（滞在費を除く）

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。またご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ、決定するものとします。

### 4. 職員の配置状況

「なごみ」では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	職員及び業務全般の管理にあたります。 なごみでは施設長をおいています	1名	1名
2. 介護職員	入居者の介護・介助にあたります。	19名	9名
3. 生活相談員	入居者からの相談に応じます。	1名	1名
4. 看護職員	入居者の健康管理にあたります。	2名	1名
5. 機能訓練指導員	入居者の必要に応じて機能訓練にあたります。	1名	1名
6. 介護支援専門員	入居者のサービス計画の作成・変更にあたります。	1名	1名
7. 医師	入居者の健康管理にあたります。	1名	1名
8. 管理栄養士	入居者の食事管理及び栄養管理にあたります。	1名	1名
9. 事務員	施設の事務にあたります。	1名	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1.施設長	日中： 9：00～18：00 1人
2.介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～16：00 3人 日中： 9：00～18：00 1人 遅出：11：00～20：00 3人 遅出：13：00～22：00 3人 夜間：22：00～翌日9：00 2人
3.生活相談員 看護職員 機能訓練指導員 介護支援専門員 管理栄養士 事務員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 9：00～18：00 各1人 日中： 9：00～18：00 各1人 日中： 9：00～18：00 1人 日中： 8：30～17：30 1人 日中： 8：30～17：30 1人
4.医師	毎週水曜日 13：00～15：00

土日祝は上記と異なります。

5. 「なごみ」が提供するサービスと利用料金（一日あたり）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。  
※ご利用者によっては7,8割給付の対象者もおります。介護負担割合証をご確認下さい。

＜サービスの概要＞

①**食事** 「なごみ」では、管理栄養士を主として立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好、声を考慮した食事を提供します。食事を楽しめるような時間設定及び場所の工夫を致します。なお調理業務につきましては平成30年4月以降は各食堂の台所での調理を実施します。

（食事時間）朝食 希望される時間で 昼食 12：00～14：00 夕食 18：00～20：00

②**入浴** 入浴又は清拭を週2回以上行います。ご契約者の残存能力を最大限活用し、その人らしい入浴ができるように援助します。

短期入所生活介護では、退居時に入浴して頂いております。利用日が長くなるにつれて、入浴回数も増えていきます。

③**排泄** 排泄の自立を促すため、ご契約者の排泄リズムに合わせて身体能力を最大限活用した援助を行います。

④**健康管理** 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤**その他自立への支援**

- ・ 施設内で日常生活行動の中で、自立につなげる援助を行います。（生活リハビリ）
- ・ 生活の場としての環境づくりとかかわりで、居場所ができ、安定した施設生活ができるように援助します。（アットホーム）
- ・ 地域での自立した生活を保障する援助をします。（地域住民）

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額:1割負担か2割負担、3割負担）と食事及び居住費、その他加算に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・介護負担限度額認定段階に応じて異なります。）

※3割負担に該当する年収は、「合計所得金額（\*）220万円以上」かつ「年金収入+その他の所得の合計が340万円以上の人」が対象になります。

（単身者で年金収入のみの人の場合年間344万円以上）

※2割負担に該当する年収は、「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他の所得の合計が単身世帯で280万円以上（夫婦世帯なら346万円以上）」が対象になります。

※1割負担に該当する年収は、「合計所得金額160万円未満」かつ「年金収入+その他の所得の合計が単身世帯で280万円未満」が対象になります。

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室 個室	要支援1 4,852円	要支援2 6,038円	要介護1 6,484円	要介護2 7,235円	要介護3 8,018円	要介護4 8,769円	要介護5 9,509円
2.うち、介護保険から給付される金額	多床室 個室	4,366円	5,434円	5,835円	6,511円	7,216円	7,892円	8,558円
3.サービス利用に係る自己負担金額（1割）	多床室 個室	485円	603円	648円	723円	811円	876円	950円
4.サービス利用に係る自己負担金額（2割）	多床室 個室	970円	1,207円	1,296円	1,447円	1,603円	1,753円	1,901円
5.サービス利用に係る自己負担金額（3割）	多床室 個室	1,455円	1,811円	1,945円	2,170円	2,405円	2,630円	2,852円

＜加算料金＞

加算の種類	加算の内容	料金	利用料
送迎体制加算（片道）	送迎を利用された場合に必要です。	2,001円	（1割）200円 （2割）400円 （3割）600円
夜勤職員配置加算Ⅰ	夜勤帯に基準より1名以上多い介護職員の配置している。	141円	（1割）14円 （2割）29円 （3割）43円
サービス提供体制加算Ⅲ	介護職員の50%以上、介護福祉士を配置している。	65円	（1割）7円 （2割）13円 （3割）20円

認知症ケア専門加算Ⅰ	認知症対応を要する方が入居者の半数以上で、1名の職員が専門研修受講し、定期的にケア会議を開催	32円	(1割) 4円 (2割) 7円 (3割) 10円
認知症ケア専門加算Ⅱ ※Ⅱのみ算定	Ⅰの条件に加え、認知症指導者の研修受講と、施設研修の実施	43円	(1割) 5円 (2割) 9円 (3割) 13円
緊急短期入所受入加算	介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受ける事が認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない時に緊急に行った場合。7日(やむを得ない事情の場合は14日)を限度として算定可能。	979円	(1割) 98円 (2割) 196円 (3割) 294円
処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善の為の加算。職員への研修の徹底やキャリアパス等への一定以上の取り組みがある場合に加算が算定できる。	利用単位数の8.3%を料金とし、その1割～3割が利用料になります。	
特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇改善の為の加算。令和元年10月～開始。	利用単位数の2.3%を料金とし、その1割～3割が利用料になります。	

\* サービス利用料金(居住費及び食事代を除く)については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

\* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

①滞在費(1日あたり) 個室の場合1,340円 多床室の場合855円

②食費(1日あたり) 1,392円

(1食あたり) 朝食300円 昼食500円 おやつ80円 夕食512円

### ※2021年8月～変更

(1日あたり) 1,445円

(1食あたり) 朝食315円 昼食520円 おやつ90円 夕食520円

ただし、「特定入所者介護サービス費」の給付対象となる方は、定められた負担限度額をお支払いただくことになります。（1日あたり）

	第1段階	第2段階	第3段階
滞在費（個室）	320円	420円	820円
滞在費（多床室）	0円	370円	370円
食費	300円	390円	650円

### ③その他の日常生活費

\*ただし、経済状況により変更することがあります

項目	内 容	毎日の費用	個別実費
日常生活用品	皮膚乾燥予防水・ティシュペーパータオル等ご希望の日常生活用品	*	実費（税込）
嗜好品	<アルコール>ビール・チューハイ	*	実費（税込）
	<食べ物>特別なメニュー食・季節食・行事食	*	実費（税込）
衛生材料	包帯・ガーゼ等、治療や処置以外に使用する場合	*	実費（税込）
行事参加費	入場料・交通費・行事諸雑費等	*	実費（税込）
理美容代	ご近所の理容室・美容室・出張による理美容サービス	*	実費（税込）

※<特別なメニューは別途、消費税が必要です。>

### ④レクリエーション、クラブ活動

- ・ ご契約者の希望によりレクリエーション等の活動に参加して頂く事が可能です。利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

### ⑤健康管理費

- ・ インフルエンザ予防接種・他医療機関受診に係る費用など（実費相当額・税込）

### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（実費相当額）
- ・ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑦複写物の交付

- ・ ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき10円（税込）

※経済状況の変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (3)利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご精算しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振込 <u>おりそな銀行 難波支店 普通預金0572086</u>
(ゆうちょ銀行からお振込の場合) <u>○郵便貯金総合口座 14000-17006311</u>
(他の銀行よりお振込の場合) <u>○ゆうちょ銀行 四〇八支店 普通預金 1700631</u>
(口座名義) 社会福祉法人ライフサポート協会 理事長 村田 進
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関 郵貯銀行

### (4)利用の中止・変更・追加（契約書第8条参照）

- ①利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者にお申し出ください。
- ②利用予定日の前日までにお申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までにお申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までにお申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ③サービスの変更・追加のお申し出に対して、「なごみ」の稼働状況によりご契約者のご希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議させていただきます。
- ④ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。



## 6. 入居中の医療の提供について（契約書第10条2参照）

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）原則、在宅での居宅支援事業所や主治医と連携を図り対応致します。

### ①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 弘善会 矢木クリニック
主な診療科目	内科・脳神経外科・整形外科・呼吸器科
所在地	大阪府大阪市住之江区安立1丁目4-3
TEL	06-6675-6198
医療機関の名称	医療法人 弘善会 矢木脳神経外科病院
主な診療科目	脳神経外科・整形外科
所在地	大阪府大阪市東成区東今里2丁目12-13
TEL	06-6978-2307
医療機関の名称	医療法人 山口クリニック
主な診療科目	内科・外科
所在地	大阪府大阪市東住吉区南田辺3丁目21-17
TEL	06-6608-8822

### ②近隣医療機関

医療機関の名称	ハートフリーやすらぎ住吉診療所
主な診療科目	内科・神経内科・整形外科
所在地	大阪市住吉区帝塚山東5-8-3
TEL	06-6678-2511
医療機関の名称	阪和住吉総合病院
主な診療科目	内科・外科・整形外科・耳鼻咽喉科・眼科・泌尿器科
所在地	大阪市住吉南住吉3-2-9
TEL	06-6692-1001
医療機関の名称	友愛会病院
主な診療科目	内科・整形外科・脳神経科・外科
所在地	大阪市住之江区浜口東3-6-23
TEL	06-6672-3121
医療機関の名称	南大阪病院
主な診療科目	内科・外科・整形外科・耳鼻咽喉科・皮膚科
所在地	大阪市住之江区東加賀屋1-18-18
TEL	06-6685-0221

### ③協力歯科医療機関

医療機関の名称	芝野歯科医院
所在地	大阪府松原市天美南5-18-7
TEL	072-333-9792

#### ④近隣皮膚科医療機関

医療機関の名称	北野皮フ泌尿器科
所在地	大阪市西成区岸里東2-3-22 天神の森コットンビル5F
TEL	06-6659-7760

#### ⑤近隣泌尿器科医療機関

医療機関の名称	まるやまクリニック
所在地	大阪市住吉区東粉浜3丁目12-13
TEL	06-6676-2333

### 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第16条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、「なごみ」との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が死亡された場合</li><li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</li><li>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>④ 「なごみ」が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ ご契約者から解約又は契約解除のお申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|---|

#### (1)ご契約者からの退居の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約書の有効期間であっても、ご契約者から「なごみ」からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の1日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院された場合</li><li>③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

## (2)事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## (3)契約の終了に伴う援助（契約書第16条2参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 8.秘密の保持と個人情報の保護について（契約書第11条参照）

- ①利用者及びその家族に関する秘密の保持について  
事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。  
この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- ②個人情報の使用・提供に関する注意事項について  
事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者および家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。
  - 利用者に関わる居宅サービス計画及び通所介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供。
  - 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
  - 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
  - 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合
- ③個人情報に関する情報共有に必要な書類例は以下の通り

必要書類例	
①介護保険被保険者証	⑥減額証
②アセスメント書類	⑦サービス提供記録
③居宅サービス計画	⑧身体障害者手帳
④経過報告書	⑨診断書
⑤主治医の意見書	⑩短期入所生活介護計画

- ④個人情報の使用及び提供期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

## 9. サービス提供記録の開示について（契約書第10条参照）

- ・ご契約者及びその家族等が希望された場合は、随時、ご契約者に提供されたサービスの記録を開示し、複写物を交付します。
- ・施設サービス実施記録はそのサービス提供日から5年間事業所で保管します。

## 10. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

### （1）サービス内容に関する相談・苦情

〔事業者の窓口〕 特別養護老人ホーム なごみ	所在地 大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号 電話番号 06-6676-0753 FAX 06-6676-4006 受付時間 午前9時～午後6時 苦情受付担当者 生活相談員 (苦情受付ボックスは1階相談コーナー前に設置)
〔大阪市の窓口〕 大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課指定指導 グループ	所在地：大阪市中央区船場中央3-1-7-331 (船場センタービル7号館3階) 電話番号 06-6241-6310 FAX 06-6241-6608 受付時間：午前9時～午後5時30分
〔公的団体の窓口〕 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町1-3-8中央大通FNビル内 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時
〔市町村の窓口〕 住吉区保健福祉センター 地域保健福祉担当 (介護保険)	所在地 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号 電話番号 06-6694-9859 FAX 06-6694-9692 受付時間 午前9時～午後5時30分
〔市町村の窓口〕 住之江区保健福祉センター 地域保健福祉担当 (介護保険)	所在地 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 電話番号 06-6682-9859 FAX 06-6686-2040 受付時間 午前9時～午後5時30分
〔市町村の窓口〕 阿倍野区保健福祉センター 地域保健福祉担当 (介護保険)	所在地 大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号 番号 06-6622-9859 FAX 06-6621-1434 受付時間 午前9時～午後5時30分
〔市町村の窓口〕 東住吉区保健福祉センター 地域保健福祉担当 (介護保険)	所在地 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号 番号 06-4399-9859 FAX 06-6629-4580 受付時間 午前9時～午後5時30分

[市町村の窓口] 西成区保健福祉センター 地域保健福祉担当 (介護保険)	所在地 大阪市西成区岸里1丁目5番20号 番号 06-6659-9859 FAX 06-6659-9468 受付時間 午前9時～午後5時30分
[市町村の窓口] 堺区役所 地域保健福祉課 (介護保険)	所在地 堺市堺区南瓦町3番1号 番号 072-228-7477 FAX 072-228-7870 受付時間 午前9時～午後5時30分

## (2) 介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当施設では第三者による調査を受けています。これらの情報は、指定情報公表センターなどのホームページでご覧頂くこともできます。

### 1.1 事故発生時の対応・損害賠償（契約書第13条・14条参照）

(1) ご契約者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族及び居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

(2) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(3) 事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告書を作成し、分析を通じた改善策を施設職員に周知を図ります。

(4) 職員に対する事故発生防止するための研修の実施・指針の整備し、リスクマネジメント委員会を設置します。（月1回開催）

(5) 組織的な安全対策体制の整備・事故発生の防止の安全対策担当者（副施設長）設置

### 1.2 身体拘束等原則禁止（契約書第10条3参照）

「なごみ」は、サービスの提供に当たって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむをえない場合を除いて、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。

「なごみ」にて、身体的拘束等を行う場合には、以下の手続きにより行うこととします。

(1) 身体拘束虐待防止委員会を設置します。（月1回開催）

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録します。

(3) 利用者またはその家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。

(4) 施設職員に対する研修を年2回開催いたします。

### 13. 虐待の防止（契約書第10条3参照）

「なごみ」は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止策のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者（施設長） **虐待防止に関する担当者（副施設長）**
- (2) 必要と判断した場合は、成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決窓口・**虐待の防止のための指針**を整備します。
- (4) 施設職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を開催いたします。
- (5) **身体拘束防止委員会を開催し、その会議結果を施設職員に周知を図ります。**

### 14. 非常災害対策について（契約書第23条）

「なごみ」は、非常災害時において、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- (1) **非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、定期的に避難、救出、訓練（シミュレーション）の実施、その他必要な訓練を年2回（日中、夜間想定）以上行います。**
- (2) 防災設備として火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消防設備を備えています。
- (3) カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。

### 15. 衛生管理等について（契約書第24条）

- 1 「なごみ」は、利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。
- 2 「なごみ」は、感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じます。
- 3 **感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を行います。**

### 16. 施設利用の留意事項（契約書第25条参照）

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- 1 面会は、午前7時00分から午後9時00分までとさせていただきます。  
（事前に連絡がいただける場合は、上記に定める時間以外でも面会できます。）
- 2 消灯時間は、原則午後9時で、午後10時に1階はセコム管理致します。
- 3 外泊は、予定される前日までに所定の届出用紙にて提出してください。
- 4 喫煙は、施設内所定の場所で行います。（居室内厳禁）
- 5 設備及備品の取り扱いは、本来の使用方法にしたがって利用してください。
- 6 他利用者への迷惑行為は禁止です。
- 7 アルコール飲料や嗜好品の持ち込みは可能です。
- 8 受診や救急搬送時は、出来る限りご家族様の付き添いをお願いいたします。
- 9 職員へのお心遣いは、堅くお断りさせていただいております。
- 10 職員の制服はございません。理由としては、利用者との距離を近づける為に、私服を着ることにより、利用者とのコミュニケーションのツールとして対応させて頂いております。

年 月 日

指定短期入所生活介護サービス（介護予防含む）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号  
法人名 社会福祉法人 ライフサポート協会  
代表者名 理事長 村田 進 印

指定短期入所生活介護（介護予防含む） 特別養護老人ホームなごみ  
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス（介護予防含む）の提供開始に同意しました。

利用契約者住所

氏 名 印

契約代理人住所

代理人氏名 印

改定：2021年4月1日